

## この届書は固定的賃金の変動により、報酬に大幅な変動があった場合にご提出いただくものです。

月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。

- ・昇給・降給等により固定的賃金に変動があった場合（日給から月給など賃金体系の変更の場合を含む）
- ・固定的賃金に変動があった月以降3カ月すべての「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上ある場合（特定適用事業所等における「短時間労働者」の場合は11日以上）
- ・改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所 記号	3	0	2	5
-----------	---	---	---	---

- ① 被保険者番号 : 資格取得時に払い出された被保険者番号を、必ず記入してください。
- ③ 生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。  
【元号】 5, 昭和 7, 平成 9, 令和  
【記入例】 昭和63年5月3日の場合 **③ 5-630503**
- ④ 改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月を記入してください。変動後の賃金を支払った月から4カ月目となります。
- ⑤ 従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。
- ⑥ 従前の改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月を記入してください。
- ⑦ 昇（降）給 : 昇給または降給のあった支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧ 遡及支払額 : 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。
- ⑨ 給与支給月 : 固定的賃金の変動が反映した月から3カ月を記入してください。
- ⑩ 給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬（給与）支払の基礎となった日数を記入してください。月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。※ 基礎日数は給与支払日ではありませんのでご注意ください。
- ⑪ 通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭（通貨）で支払われるすべての合計金額を記入してください。※ 昇給が遡ったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。
- ⑫ 現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭（通貨）以外で支払われるものについて記入してください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額（食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額）を記入してください。
- ⑬ 合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。
- ⑭ 総計 : 3カ月間の「⑬合計」を総計してください。
- ⑮ 平均額 : 「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。
- ⑯ 修正平均額 : 昇給が遡ったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。
- ⑰ 備考 : 「1.二以上勤務」は、2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。  
「2.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。  
「3.パート」に該当する場合は、○で囲んでください。  
「4.昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由を記入してください。以下に該当する場合は、「5.その他」を○で囲み、（ ）内にその内容を記入してください。  
・ 月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合  
⇒例：10月に短時間労働者への区分変更の場合、「10/1～短時間労働者」と記入

## 添付書類

「④改定年月」の初日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合、または改訂後の標準報酬月額が改定前と比較し5等級以上下がる場合

- ・ 賃金台帳のコピー（昇降給のあった支払月の前月以降の4カ月分）
- ・ 出勤簿のコピー（昇降給のあった支払月以降3カ月分）

※ 被保険者が役員の場合、次のいずれかの添付書類が必要となります。

株主総会・取締役会等の議事録 / 報酬決定通知書 / 役員間の報酬協議書 / 債権放棄を証明する書類 等のコピー

## 注意事項

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。残業手当等は非固定的賃金のため、時間の増減に伴う残業手当の変動のみでは月額変更の対象とはなりません。
- ・ 改定前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じる場合でも、固定的賃金が上がったが残業手当等の非固定的賃金の減少により2等級以上下がった場合、固定的賃金は下がったが非固定的賃金の増加により2等級以上上がった場合等は、月額変更の対象とはなりません。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や、申出により適用対象となった事業所（特定適用事業所）に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。